

<報告（3）>

平成20年度会長の職務代行順位及び運営委員会幹事について

(会則上、会長が定めるとしているもの)

ア. 職務代行順位

会則第8条第2号に定める会長の職務代行順位は、尾張旭市企画部長、設楽町総務課長の順とする。

イ. 平成20年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

| 運営委員長 | 愛知県 |
|--------|------|
| 幹事 | |
| 地域ブロック | 市町村名 |
| 尾張 | 尾張旭市 |
| | 大口町 |
| 海部 | 津島市 |
| | 美和町 |
| 知多 | 半田市 |
| | 武豊町 |
| 西三河 | 知立市 |
| | 幸田町 |
| 豊田加茂 | 豊田市 |
| 新城設楽 | 新城市 |
| | 設楽町 |
| 東三河 | 豊川市 |
| | 小坂井町 |